

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 経済部
令和6年度4月～11月分 必要に応じて令和5年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年1月6日～令和7年2月27日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。

しかしながら、農林課において、令和6年5月29日付けで指令がされた「市民農園開設支援事業 My Sunny Garden 則武中」は令和6年8月16日に至るまで、農地整備課において、令和6年7月8日付けで指令がされた「令和6年度 団体営かんがい排水事業補助金(茂地地区)」及び「令和6年度 団体営かんがい排水事業補助金(城田寺地区)」は令和6年9月18日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査並びに令和4年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

(2) 適正な事務執行について

新規就農者経営安定支援事業について、市は「岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱」において補助対象経費に対する補助率を定めており、県の「新規

就農・経営安定支援事業実施要領」で定められた市に対する補助率と同率としている。

県は令和 6 年 3 月 21 日に要領改正（4 月 1 日施行）を行い、補助率を「4 分の 1 以内」から「3 分の 1 以内」に引き上げ、翌 22 日に市へ通知した。しかし、市は要綱を改正することなく、県の要領改正後の補助率で 2 件の交付決定を行い、うち 1 件は申請者へ補助金を交付していた。

今後は、同様の事案が起らないよう要綱改正の必要性の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。

（3）個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、鳥獣の捕獲許可に係る事務において、申請の申出があった 2 名の宛名を印刷した封筒に、それぞれの個人情報を記載した申請書を入れ間違えて令和 6 年 3 月 22 日に郵送していた。

今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様の事案が起らないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。

〔意見事項〕

（1）契約事務について

令和 5 年度から令和 6 年度の 2 か年の債務負担行為である「岐阜農業振興地域整備計画改定等事業業務委託」の契約依頼書作成時に、農林課担当者が財務会計システムに入力する各年度の執行予定額を誤ったため、令和 5 年度の執行予定額があるにもかかわらず、全額令和 6 年度の執行予定額とする契約依頼を行っていた。

今後は、同様の事案が起らないよう契約依頼時の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれたい。